

会議名 (審議会等名)	川西市情報公開審査会(第89回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開催日時	平成19年10月30日(火) 午後7時00分～午後9時00分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	村上委員(会長)・中井委員・水鳥委員・山下委員	
		欠席委員:田中委員(副会長)	
	実施機関	元井土木政策課長・穂積副主幹・佐脇主査	
	事務局	岩井行政室長・森総務課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可・一部不可	傍聴者数	- - 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	審議事項については、川西市情報公開条例第7条第1項第5号(事務事業執行情報)の規定に該当するため。		
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1)情報公開条例に係る諮問85号について 公共下水道の一時使用について(平成18年12月)文書公示までの会議録、認定内容を指定店を通じて書面で通知しなければならないことの法的根拠及び川西市下水道条例13条4項に基づき公共下水道一時使用届提出について、なぜ指定工事店が介入しなければならないかの法的根拠の公開請求において不存在決定処分したことに対する異議申立てについての諮問</p> <p>(2)情報公開条例に係る諮問86号について 兵庫県が収用した下記土地にかかる川西市との交渉過程で当時の幹線道路課所管の室長名で出された、代替用地提供の覚書、およびそれに伴う決裁文書に係る不存在決定処分したことに対する異議申立てについての諮問</p> <p>3 その他</p>		
会議結果	<p>先に、諮問第86号に係る案件を行い、諮問実施機関である土木部土木政策室土木政策課より当該処分決定等に対する説明がなされ、各委員から質疑応答が行われた。その後、当該諮問案件に対する審議方法については、全体で行う方向で協議され、また、当審査会から異議申立人に対して、逆に口頭意見陳述を依頼することを決定した。</p> <p>諮問第85号については、前回の審議を受けて、再度、修正された「答申(案)」を審議し、最終調整は会長に委ねられ、本案件についてはこれをもって審議は完了した。</p>		